

## 埋蔵文化財包蔵地所在照会書

※この書面は農地転用申請では使用できません

令和 年 月 日

照会者	氏名	電話		
		FAX		
		メール		
照会地	宮城県刈田郡蔵王町		面積	m <sup>2</sup>
	現況	宅地 水田 畑地 果樹園 耕作放棄地 山林 その他 ( ) ※既存施設等： 無し 建物 舗装 その他 ( )		
照会目的	(1) 土地評価・売買 (2) 個人住宅建築 (3) 建売・集合住宅建築 (4) 店舗・工場建設 (5) 太陽光発電事業 (6) その他 ( )			
予定工期	(1) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (2) 未定 (3) なし			
添付書類	(1) 位置図 (2) 工事計画図等 ※地番と照会地の確認のため位置図を必ず添付してください。			

※回答書作成のため現地確認を行なう場合があります。現地への立ち入りについて土地所有者は ( 承諾済み ・ 未承諾 )。

この線より上の欄に必要事項を記入して下さい

## 埋蔵文化財包蔵地所在回答書

上記の照会地における埋蔵文化財包蔵地の所在について、下記のとおり回答します。

なお、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲については新規発見や調査の結果等によって変更されますから、本回答から6か月以上の期間を経過した後に工事等を実施する場合は改めて照会してください。

令和 年 月 日 蔵王町教育委員会

回答内容	上記の照会地における遺跡の有無と工事等を実施する場合の手続き(文化財保護法関係)		
1	周知の埋蔵文化財包蔵地に <b>該当</b>	遺跡名 (遺跡登録番号 )	※埋蔵文化財の保存について協議が必要です。協議書を提出して下さい。
2	周知の埋蔵文化財包蔵地に <b>隣接</b>	遺跡名 隣接地 (遺跡登録番号 )	※埋蔵文化財の保存について協議が必要です。協議書を提出して下さい。
3	周知の埋蔵文化財包蔵地 <b>非該当</b>	遺跡の所在が想定されます (試掘調査が必要です)。	※埋蔵文化財の試掘調査が必要です。別紙を確認の上、依頼書を提出して下さい。
4	周知の埋蔵文化財包蔵地 <b>非該当</b> 【手続き不要】	遺跡の所在は想定されません (手続きは必要ありません)。	※工事にあたり手続きは必要ありませんが、埋蔵文化財の性質上、不時発見される可能性があります。工事中に土器の出土などにより埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく連絡してください。
指定文化財	史跡名勝天然記念物及び宮城県・蔵王町指定文化財の所在する区域： 該当 ・ 非該当		
問い合わせ先	生涯学習課 文化財保護係 電話 0224-33-2328 メール：bunkazai@town.zao.miyagi.jp		